

行政処分等の基準の見直しについて

自動車分解整備事業者に対する行政処分の基準について、3月26日付 梨整振第17-97号により、県内全事業場に送付致しましたが、平成18年4月1日より整備事業者に対する行政処分等の基準が改正されることとなりました。概要につきましては下記のとおりです。

1. 背景

昨今、自動車整備事業における不正事案が増加傾向にあり、処分件数が増加していることから、自動車整備事業における不正行為を防止するため、また、悪質な事例と軽微なミス等についての違反点数を見直すとともに、行政処分等の量定の加重及び軽減ができるよう処分基準の見直しがされた。

2. 処分基準改正のポイント**(1) 事業者責任の導入**

- ・繰り返し違反を行う事業者に対しては厳格な処分を行うことが必要であることから、支局単位での事業者責任が導入された。（事業場の連帯責任）

(2) 行政処分の強化、軽減

- ・ペーパー車検等特に悪質な違反に対しては、処分が強化され、一方、軽微な違反については文書警告の範囲を広げると共に口頭注意が新設された。
- ・運輸局に行政処分審査委員会を設置し、行政裁量により処分量を変更する際の手続きが明確化された。

〔具体事例〕**1) 強化を行った事例**

- ①1台のペーパー車検→指定の取消し
- ②配下の2事業場が指定の取消し処分相当→全事業場について、保安基準適合証の交付停止5日間

2) 緩和を行った事例

- ①指定事業者の文書警告→口頭注意
- ②保適証の交付停止10日間→文書警告

なお詳細については、AMSホームページ（会員専用ページ）→振興会からのお知らせをご覧下さい。 <http://www.ams.or.jp>

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

	日 時	実施場所	参加者	摘 要
市川三	3月14日 13:30~ 16:00	市川三郷町内	運輸支局 振興会 市川支部 6名 2名 5名	総点検台数 不良車両数 内整備命令 125台 20台 0台

郷 町 内			口頭警告	20 台
			車検切れ	0 台
			二輪検査台数	18 台
			内無保険車	0 台
			証明書不備	2 台
			標章不備	0 台

平成 17 年度自動車点検整備推進運動のポスター等の掲示について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局より、ポスター・チラシ等の掲示、配布、掲載等終了の依頼がありましたのでお知らせします。

平成 17 年度自動車点検整備推進運動のポスター等の掲示について

平成 17 年度の自動車点検整備推進運動につきましては、貴会におかれましても、積極的に実施していただき御礼申し上げます。

推進運動期間中に掲示、配布等のお願いをしましたポスター、チラシ等についてはタレントとの契約に基づき本年度末が使用の期限となっております。

つきましては、お手数をおかけしますが掲示、配布、掲載等は平成 18 年 3 月 31 日をもって終了して頂きますようお願いします。

放置違反金滞納車に対する車検拒否制度等各地区説明会の開催について

本年 6 月 1 日より「放置駐車違反金滞納車に対する車検拒否制度」が施行されます。

当会では、本制度の内容を適切に理解していただき、施行後円滑に運営していただくため、山梨県警察本部、山梨運輸支局並びに軽自動車検査協会山梨事務所の担当官を招き、下記のとおり説明会を開催致します。

各事業場の事業者(担当責任者)並びに実務担当者のご出席をお願い致します。

支部名	開催地区	開催予定日	開催場所	備考
甲府東	甲府地区 1			
甲府南		4月21日(金) 18:00 ~	振興会大講堂	
甲府西	甲府地区 2			
甲府北				
峡 北	峡北地区	4月13日(木) 18:00 ~	高根町ふれあい交流木 ール	
韮 崎				
南アルプス南	南アルプス地区	4月14日(金)18:00~	桃源文化会館	
南アルプス北				
市 川				
南巨摩南	峠南地区	3月 7日(火) 18:30 ~	昭和町総合会館	実施済
南巨摩北				
東 八				
日下部	峡東地区	3月15日(水)18:00 ~	山梨市民会館	実施済
塩 山				
岳 麓	岳麓地区	5月18日(木)16:00~	岳麓自動車検査事業協 同組合	

大月	東部地区	3月16日(木)18:00 ~	都留文化会館	実施済
都留				

《放置違反金滞納者車検拒否制度説明会の概要》

- 1.車検拒否制度の概要
- 2.車検拒否制度の施行に伴う検査・登録時の取扱い
- 3.放置駐車違反滞納情報照会システム(インターネットによる照会方法)
- 4.技能競技大会フィードバック

説明：山梨運輸支局、山梨県警察本部、軽自動車検査協会、事務局

「子ども110番のお店」について

当会員事業場では、安全・安心なまちづくりに貢献する社会事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、大切なお子様を守る緊急避難場所として「子ども110番のお店」を開設しております。

お子様が「子ども110番のお店」の看板を見て、お店に助けを求めてきた時は、そのお子様を保護し、警察への110番通報や学校・家庭への連絡を行う等、昨年12月に配布済みの対応マニュアルにより適切な対処をお願い致します。

また、会員事業場で「子ども110番のお店」の対応事例があった場合には、どんな小さなことでも「子ども110番のお店連絡メモ」により振興会事務局へご報告をお願い致します。

石綿による健康被害救済制度等について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日から施行されることに伴い、石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病(中皮腫、石綿肺等)にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金(特別遺族年金・特別区別遺族一時金)」が支給(支給請求の受付は3月20日から開始)されます。

また、労働者以外の方(労災補償の対象とならない方)についても、石綿の吸入による指定疾病(中皮腫、石綿肺等)にかかった方へ「救済給付」が支給されます。

なお、詳細については、JASPA NEWS 4月号に掲載されておりますのでご覧下さい。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

平成18年春の全国交通安全運動実施細目について

関東運輸局山梨運輸支局長より、平成18年4月6日(木)から4月15日(土)までの10日間にわたり、「平成18年春の全国交通安全運動」が実施される旨通達がありました。

つきましては、各事業場におかれましても本運動の主旨にご理解いただき、下記実施細目にご協力下さいますようお願いいたします。

平成18年春の全国交通安全運動実施細目

(自動車分解整備事業者関係)

〈期 間〉 平成18年4月6日(木)～平成18年4月15日(土)

1. 最重点事項

- ① 子供と高齢者の交通事故防止(全国基本)
- ② 自転車の安全利用の推進(全国重点)
- ③ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底(全国重点)
- ④ 飲酒運転等悪質・危険な運転の追放(山梨県重点)
- ⑤ 事業用自動車の酒気帯び運転等禁止の徹底

2. 安全運行の徹底

(1)次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図ること。

- ① 子供及び高齢者の保護並びに二輪車等への注意
- ② 道路状況及び気象状況に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持、脇見・漫然運転等の防止による追突事故防止の徹底、一時停止又は徐行の厳守等安全運転の徹底、高速道路上における安全運転の徹底
- ③ 速度超過、信号無視等無謀運転の追放、特に若年運転者に対する呼び掛け
- ④ 土砂等運搬大型自動車の表示番号等の適正な表示の徹底
- ⑤ 無免許(無資格)及び飲酒運転の禁止
- ⑥ 悪質、危険性、迷惑性の高い違法駐車の禁止の徹底
- ⑦ 過積載防止の徹底及び不適正な積付・積卸防止の徹底
- ⑧ 携帯電話等の走行中の禁止の徹底
- ⑨ 早めのライト点灯の徹底
- ⑩ 大型トラック等のホイール・ナットの規定トルクでの締め付け

3. 正しい方法によるチャイルドシートとシートベルトの着用等の徹底

運転者、同乗者に対するシートベルト着用の徹底及び、ABS、エアバック等の安全装置の認識の指導を図るとともに、後部座席使用者にもシートベルトを着用するよう働きかけること。
また、幼児を同乗させる場合は、年少者用補助乗車装置(チャイルドシート)を着用すること。

4. 車両の安全確保

車両の安全確保のため、次の事項の徹底を図ること。

- (1) 自家用自動車使用者に対する、日常点検及び定期点検整備等の確実な実施による自動車の適切な保守管理の指導・啓蒙の徹底
- (2) 暴走行為及び過積載を助長するような自動車・二輪車の不正改造の防止の徹底

5. 覚せい剤の使用防止

覚せい剤使用問題についての認識を深めるとともに、従業員等に対し、その使用の弊害等についての知識の普及を図り、厳にその使用防止について徹底すること。

6. 広報活動の推進

本運動の趣旨を広く一般に周知し、意識の高揚を図るため、次の広報活動を展開すること。

- (1)事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲出するとともに、関係者に腕章、リボン等を着用させること。
- (2)団体の広報誌等を通じ、本運動の趣旨及び次に掲げる広報事項の周知徹底に努めること。

《広報事項》

- ① 高速道路における安全運転の確保

- ② 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ③ 大型車両等の違法運行の防止、自動車点検整備の励行促進
- ④ 自動車、二輪車の点検・整備の励行促進
- ⑤ シートベルト及びチャイルドシート等の着用の徹底
- ⑥ 夜間における安全運転の確保
- ⑦ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行

定期点検整備促進運動の実施、定期点検整備促進対策要綱の

一部改正及び「点検整備済ステッカー」裏面の様式改正

日整連より、「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁の指導のもと、引き続き平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間、定期点検整備促進運動を実施する旨の連絡がありました。

また、ステッカーの管理を厳重にすること及びステッカーの貼付期間等を明確にするために、国土交通省の指導により、「定期点検整備促進対策要綱」及び「点検整備済ステッカー裏面の様式」が改正され、平成18年度から実施されますのでご留意くださいますようお願い致します。

1. 「定期点検整備促進対策要綱」の主な改正

- (1) 点検整備済ステッカーを貼付できる（貼付行為）期間、貼付しておける期間をより明確にするために次の2点を改正しました。
 - ① ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間及び貼付しておける期間を明記した。
 - ② 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと、貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となること、及びその旨を自動車使用者等に周知徹底することを明記した。
- (2) 昨年、点検整備未実施車両に点検整備済ステッカーを貼付した事実があったことから、適正な管理を行わなかった場合の取扱いについて定めました。
 - ステッカーの管理について、「厳正な管理を行う」に改め、不適正な管理を行った場合は貼付ができなくなることがある旨明記した。

2. 「点検整備済ステッカー」裏面の主な改正

従来は各年用のステッカーとも一律に「〇〇年3月31日まで1枚に限り貼付可」としておりましたが、今回の「定期点検整備促進対策要綱」の改正を踏まえ、下記の通り各年用のステッカーごとに貼付しておける期間を明記することとしました。

＜例＞

- 18年用：「19年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。」
- 19年用：「20年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。」
- 20年用：「20年4月30日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。」

例 19年用



【旧様式】

- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に貼付すること
- ・平成00年0月00日までに1枚に限り貼付可



【新様式】

- ・前面ガラス左側上部(左ハンドル車は右側上部)に1枚に限り貼付することができます。
- ・平成20年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

中小企業組合まつりに参加しました

第11回目となる中小企業組合まつりが、組合の原点である「共生・団結」をテーマに、展示・販売・実演・体験などを通して、多様で活力にあふれる中小企業の事業活動を、広く県民にアピールすることを目的に開催されました。

当組合も自動車使用者の保守管理責任意識の高揚と点検整備の必要性を呼び掛け、こども110番事業のPR等を通じて地域社会へ貢献することを目的に、AMS山梨青年部のご協力を頂き、標記まつりに参加しました。

当日は多くの自動車ユーザーが当組合ブースを訪れ、大盛況となりました。

1. 日 時 平成18年3月12日（日）9:00～16:00
2. 場 所 アイメッセ山梨（甲府市大津町）
3. 内 容
 - 1) マイカー日常点検の啓蒙
 - 2) 点検整備の必要性PR
 - 3) こども110番のお店PR
 - 4) エアバックの展開実演
 - 5) その他





オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページの会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないとから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を新たに企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

については、会員皆様の積極的なご参加をよろしくお願いします。

1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

2) 作成料金

基本作成料 本文	¥ 5, 250	(消費税含む)
写真 (1枚)	¥ 3, 150	(消費税含む)
地図	¥ 5, 250	(消費税含む)
個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1, 000	(消費税含む)

次の 6 パターンの組み合わせが可能です。

A 基本のみ	¥ 5, 250
B 基本+写真 (1)	¥ 8, 400
C 基本+地図	¥ 10, 500
D 基本+写真 (2)	¥ 11, 550
E 基本+写真 (1) +地図	¥ 13, 650
F 基本+写真 (2) +地図	¥ 16, 800
G 個人情報保護に関する基本方針ページ (各タイプに対応できるオプションです)	¥ 1, 000

3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。

提出先：振興会指導課まで

4) 注意事項

- ◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。
- ◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。
- ◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。
- ◇自社のホームページがある場合は、自社PRページよりリンクします。
- ◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

* オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。

AMS のホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。

～ホームページ・リンクのお願い～

現在、振興会のホームページへは 21,300 件以上のアクセス件数があります。AMS 青年部の協力を得て、定期的に内容を更新することにより、大変多くのユーザーさんにご覧頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われます。

ご希望の事業場につきましては、指導課、山下・奥石 (TEL055-262-4422) へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

教育委員会が開催されました

標記委員会が次により開催され、その概要は次のとおりです。

◇日 時 平成 18 年 3 月 3 日 (金) 10:30 ~

◇場 所 振興会 会議室

◇出席者 羽田委員長、清水副委員長、久保田委員、山田委員、米山委員、保坂委員、坂本委員、熊谷講師（技術講習所講師）、飯野講師（車体協）

◇協議事項

1. 第 106 期技術講習所修了報告について

2. 第 106 期技術講習所修了判定について

3. 第 107 期技術講習所実施計画（案）について

4. 平成 18 年度事業計画（案）について

5. 山梨県自動車整備技能競技大会開催計画（案）について

平成 18 年度に山梨県大会を開催する事を確認した。

6. 技能コンクール（県大会、全国大会）を通じてのフィードバック方法について
放置違反金滞納車車検拒否制度説明会の場で実施する。

7. 二種養成施設における講習所規程の改正（案）並びに専任講師報酬規定（案）・教務職員給与規定（案）について
原案どおり承認され、理事会に上程する事とした。

8. 報告事項

平成 17 年度第 2 回自動車整備技能登録試験実施について

低圧電気取り扱い（ハイブリット）特別講習

ハイブリッド車の電気回路（DC750V 以下の低圧電気回路）に係る点検整備を行うには、電気回路を安全に整備する為、労働安全衛生法第59条・同規程36条の規定により、特別講習の受講が義務付けられております。つきましては、標記講習を下記により開催しますのでお申し込み下さい。

1. 講習日 平成18年5月22日（月）
2. 講習時間 9:00～17:00
3. 講習場所 山梨県自動車整備振興会
4. 受講料 6,300円（テキスト代込み）
5. 受講資格 整備士有資格者
6. 募集人数 25名（定員になり次第締め切ります）
7. 申込期間 4月17日（月）～5月12日（金）
8. 申し込み 受講申請書に必要事項を記入し受講料を添えてお申し込み下さい。
受講申請書は、振興会教育課窓口にあります。
実習を行いますので、**作業着**を着用して下さい。
筆記用具とサーキットテスタもご持参下さい。
ご不明な点は、教育課、山下、入倉、飯島（TEL055-262-4422）にお問い合わせ下さい。
9. その他

第106期技術講習所修了状況について

第106期技術講習所は、平成17年10月18日開講、平成18年3月14日に閉講しました。その種目別の修了状況は、次のとおりです。

種目	受講者	未修者	修了者
二級ガソリン	22	1	21
三級ガソリン	8	0	8
合計	30	1	29

第107期技術講習所受講生募集について

1. 募集種目と募集人員

一級小型（A課程）	15～20名	三級ガソリン	15～25名
二級ガソリン	15～25名	車体	15～25名

（募集人員に達しないときは、開講しない場合があります）

2. 受講申込み

- (1) 申込期間 4月3日（月）～4月28日（金）
- (2) 受講申込み 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあり）に必要事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込み下さい。

3. 各課程の講習日 ☆講習日は、都合により変更する場合があります。

- (1) 一級小型

毎週木曜日で、月に3回実施 延べ30日間

講習期間 平成18年5月16日～平成19年2月22日

(2) 二級・三級ガソリン

毎週火曜日及び土曜日で、月に4～5回実施 延べ20日間

講習期間 平成18年5月16日から平成18年8月22日

(3) 車体

毎週木曜日及び、土・日曜日に、月に4～5回実施 延べ20日間

講習期間 平成18年5月16日から平成18年8月24日

4. 講習時間 9:10～15:50までの6時限

5. 受講料（受講料には、テキスト代・資料代を含みます）

種目	会員	会員外
一級小型	87,000	124,500
二級ガソリン	57,000	82,000
三級ガソリン	57,000	82,000
車体	55,500	80,500

6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとします）

◇一級小型（A課程） 二級ガソリン・二級ジーゼルの両方の技能検定に合格した者で
技能検定合格日から自動車の整備作業に関して3年以上の実務
経験を有する者

◇二級ガソリン 三級の技能検定に合格した者で、技能検定合格の日から自動車
の整備作業に関して3年以上の実務経験を有する者

◇三級ガソリン 自動車の整備作業に関して、1年以上の実務経験を有する者
(大学、高校の機械科等を卒業された方は、実務経験の短縮があります。)

◇車体 車体整備作業に関して、2年以上の実務経験を有する者

7. その他 詳細な募集要項は、会員各位に送付致しました。

平成17年度第2回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、3月26日（日）振興会研修センターにおいて実施されました。
受験者数は、次のとおりでした。

種目	受験者
一級小型	20
二級ガソリン	98
三級ジーゼル	70
三級シャシ	5

種目	受験者
三級ガソリン	54
三級二輪	2
車体	1
合計	250

平成17年度第2回自動車検査員教習の試験結果について

標記自動車検査員教習試験が2月14日（火）に実施され、その結果は次のとおりです。

申請者数	受験者数	合格者数	合格率（%）
65	62	34	54

平成18年度第1回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得する為の教習が下記により実施されますので、お知らせします。

1. 受付期間 平成18年5月15日（月）～5月19日（金）

2. 教習日程 平成18年7月初旬予定

3. 試問日 平成18年7月11日（火）

4. 教習受講の資格

教習受講の資格は、「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

（1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者

（2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者

（3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者

なお、直近の整備主任者（法令）研修を受講していること。

5. 教習会場 整備振興会内

6. 申請方法 教習受講申請書等は、教育課窓口に用意します。

（詳細については、別途お知らせします）

平成18年度自動車整備士技能検定及び技能登録試験の実施について

標記の件について、下記の表のとおり実施されます。

第1回	
《検定試験》	《登録試験》
二級ジーゼル自動車	二級ガソリン自動車
三級自動車ガソリン・エンジン	二級ジーゼル自動車 二級2輪自動車 三級自動車シャシ 三級自動車ガソリン・エンジン 三級自動車ジーゼル・エンジン 自動車車体
受付期間 平成18年5月8日（月）～ 平成18年5月19日（金）	受付期間 平成18年8月7日（月）～ 平成18年8月11日（金）
学科試験日 平成18年7月19日（水）	学科試験日 平成18年10月1日（日）
実技試験日 平成18年8月23日（水）	

第2回	
《検定試験》	《登録試験》
一級小型自動車	一級小型自動車 二級ガソリン自動車 二級ジーゼル自動車

	二級シャシ自動車 三級自動車シャシ 三級自動車ガソリン・エンジン 三級自動車ジーゼル・エンジン 三級2輪自動車 自動車電気装置 自動車車体
受付期間 平成18年10月2日（月）～ 平成18年10月13日（金）	受付期間 平成19年1月22日（月）～ 平成19年1月26日（金）
筆記試験日 平成18年12月1日（金）	筆記試験日 平成19年3月25日（日）
口述試験日 平成19年1月14日（日）	口述試験日 平成19年5月13日（日）
実技試験日 平成19年2月25日（日）	